

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（消費者安全課）	1
○北海道医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（医療薬務課）	1
○北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（施設運営指導課）	1
○北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（障がい者保健福祉課）	1
○北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例.....（子ども未来推進局）	2
○北海道森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（林業木材課）	2

条 例

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 2 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 1 号

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

北海道消費者行政活性化基金条例（平成21年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成25年 2 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 2 号

北海道医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第86号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3 月31日」を「平成28年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 3 号

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 6 月30日」を「平成27年 6 月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 4 号

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第5号

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年 3 月31日」を「平成30年 6 月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第6号

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。